

議案第6号

富津市温泉供給事業条例の一部を改正する条例の制定について
富津市温泉供給事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）における消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、温泉使用に係る加入金及び料金を改定するため、条例の一部を改正するものである。

富津市温泉供給事業条例の一部を改正する条例

第1条 富津市温泉供給事業条例（昭和46年富津市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第23条中「31,500円」を「32,400円」に、「57,750円」を「59,400円」に、「105,000円」を「108,000円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「294,000円」を「302,400円」に改める。

第24条中「2,625円」を「2,700円」に、「52円50銭」を「54円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「63円」を「64円80銭」に、「105円」を「108円」に、「157円50銭」を「162円」に、「210円」を「216円」に、「262円50銭」を「270円」に、「315円」を「324円」に改める。

第2条 富津市温泉供給事業条例の一部を次のように改正する。

第23条中「32,400円」を「33,000円」に、「59,400円」を「60,500円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「162,000円」を「165,000円」に、「302,400円」を「308,000円」に改める。

第24条中「2,700円」を「2,750円」に、「54円」を「55円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「64円80銭」を「66円」に、「108円」を「110円」に、「162円」を「165円」に、「216円」を「220円」に、「270円」を「275円」に、「324円」を「330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の富津市温泉供給事業条例（次項において「新条例」という。）第23条の規定は、前項本文に定める日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の許可に係る加入金について適用し、施行日前の許可に係る加入金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後最初に到来するメーターの点検日に属する月分の料金の算定については、新条例第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の富津市温泉供給事業条例（以下「27年新条例」と

いう。) 第23条の規定は、附則第1項ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後の許可に係る加入金について適用し、一部施行日前の許可に係る加入金については、なお従前の例による。

- 5 一部施行日以後最初に到来するメーターの点検日に属する月分の料金の算定については、27年新条例第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。